

景観づくりの基準【住宅用チェックシート】

山麓高原地域

項目	形成基準	チェック欄
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・道路からできるだけ後退するなど、建築物及び工作物ができるだけ目立たない配置になるよう努めること。 (西山山麓エリア) ・道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離を出来る限り多くとること。 ・隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。 ・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ・地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする事。 ・高さは現状の別荘地で見られる建築物の高さ程度とすることが望ましい。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配屋根とするよう努めること。ただし、一戸建て住宅以外の建築物については周囲との調和に配慮し景観を崩さない計画と認められる場合は、屋根の形状は問わない。 ・屋上・屋外設備は外部から見えにくいように工夫すること。 ・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ・周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 ・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、ランドマークの形成にも努めること。 ・大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の基調となる建築物等に比べ規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ・河川、道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ・非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、複雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の土留めは、自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるなど景観に配慮するよう努めること。 ・外壁は高原地としてのくつろぎを感じられる雰囲気を出すため、自然素材又は地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 ・金属板、ミラーガラス、無塗装金属板の使用は出来るだけ避け、使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・けげげばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 外壁面 ・外壁面に使用する色相の彩度は（R）8以下、（YR）8以下、（Y）10以下、（GY）6以下、その他の色相は4以下とすること。 ・明度は周辺景観に調和するよう努めること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ敷地内に既存する樹木を残すよう努めること。 (西山山麓エリア) ・可能な限り緑化に努めること。 ・敷地境界には、なるべく生垣、樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ・駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 ・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

注1 土地形質の変更(造成や土石の採取など)や特定外観意匠(広告物の表示など)に関する基準は景観計画をご参照ください。